

新	旧
<p>第4条（本人認証と本サービスの利用）</p> <p>(1) 当社は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、口座番号、お客様の指定したログインパスワード（当初のログインパスワードは当社が指定のうえ発行します。）、<u>取引パスワードおよび電話認証番号（(旧、暗証番号)）</u>以下、これらを「認証番号」といいます。）の確認をもってお客様の本人認証を行います。</p>	<p>第4条（本人認証と本サービスの利用）</p> <p>(1) 当社は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、口座番号、お客様の指定したログインパスワード（当初のログインパスワードは当社が指定のうえ発行します。）および<u>暗証番号</u>（以下、これらを「認証番号」といいます。）の確認をもってお客様の本人認証を行います。</p>
<p>第15条（略）</p>	<p>第15条（略）</p>
<p><u>第15条の2（金融商品取引所のシステム障害等に伴う注文の取扱い）</u></p> <p>(1) <u>金融商品取引所が、金融商品取引所のシステム障害等により、委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合（以下、「呼値の効力失効」といいます。）、当社がお客様より受け付けた当該金融商品取引所による呼値の効力失効の対象となる全ての委託注文（条件付注文で同時に発注された注文および期間指定注文を含みます。）については、当該注文の執行の効力は失われます。この場合、当社は、当該金融商品取引所の取引が再開された場合であっても、当社が定める注文を除き、呼値の効力失効の対象となる注文の再発注を行わないものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、当社は、次の注文を除き、当社が再発注を行わないすべての注文（期間指定注文を含みます。）を取消します。なお、SOR取引については当社が別に定めるSOR取引約款に基づきます。</u></p> <p>① <u>複数の金融商品取引所が選択可能な銘柄において、呼値の効力失効を行った金融商品取引所以外を指定した注文</u></p> <p>② <u>単元未満株の注文</u></p>	<p>（追加）</p>
<p>第29条（解約）</p> <p>(7) <u>お客様の口座において、取引およびログインが3年間行われず、かつ、金銭、MRFその他の有価証券等の残高がない場合、当社はおお客様に対し当社との取引継続の意思を確認する通知を行い、当該通</u></p>	<p>第29条（解約）</p> <p>（追加）</p>

知から 30 日以内に取引継続のお申し出がないときは、本サービスを解約できるものとします。当該通知は、お客様が当社にご登録した電子メールアドレスへの電子メールの送信によって行い、当社に電子メールアドレスを登録していないお客様には郵送にて行います。本項による解約には、本条第 3 項、第 5 項、第 6 項が適用されるものとします。

(2023 年 3 月 18 日)

2023 年 3 月 18 日改定附則

本約款第 29 条第 7 項に定める期間の始期は、約款変更の効力発生時にかかわらず、お客様の最終の取引時またはログイン時から起算するものとします。

(2022 年 4 月 1 日)

(追加)